



神奈川県

KANAGAWA

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金

申請の手引き

■ 申請受付期間

令和6年3月4日(月)～令和6年6月28日(金)



- ・地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者の皆さまに、支援金を交付します。
 - ・電子と郵送のどちらでも申請いただけますが、速やかに交付させていただくため、原則として、電子申請をご利用ください。
- ※ 電子申請システムの申請開始時期は3月中旬の予定です。

< 神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局コールセンター >

【電話】 045-900-4165

【受付時間】 月曜日から金曜日まで（祝日は除く）

10時から19時まで

< 詳しい情報はこちらから >

①専用ポータルサイト <準備中>

②県ホームページ：貨物運送事業者燃料価格高騰対応支援金

②県HP



神奈川県 貨物運送 支援金

検索

(令和6年2月19日版)

目次

I	支援金の概要	P 1
1.	趣旨	P 1
2.	支援金の対象者	P 1
3.	支援金の交付額	P 1
4.	支援金対象フローチャート	P 2
II	交付要件	P 3
1.	事業者要件	P 3
2.	車両要件	P 3
III	電子申請手続	P 4
1.	申請受付期間	P 4
2.	申請方法	P 4
3.	電子申請の流れ	P 5、6
4.	注意事項	P 6
IV	郵送申請手続	P 7
1.	申請受付期間	P 7
2.	申請方法	P 7
3.	申請書類	P 7
4.	郵送申請の流れ	P 7、8
5.	注意事項	P 8
V	提出書類	P 9
VI	よくあるお問合せ	P 10
	(参 考) 申請書等様式記載例	P 11~16

不正受給（交付要件を満たしているように偽って申請すること等）は犯罪です。
不正受給が発覚した場合、交付決定を取り消すと同時に、全額返還を求めら
れることになります。

I 支援金の概要

1. 趣旨

昨今の燃料価格の高騰は、大きな社会・経済問題となっています。

このたび、地域経済を支える重要なインフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者に対し、支援金を交付いたします。

2. 支援金の対象者

燃料価格高騰の影響を受けている、次に掲げる事業者要件および車両要件をともに満たす県内の中小貨物運送事業者が、本支援金の対象です。各要件の詳細については、P3に記載しています。

事業者要件 (①・②いずれも該当)	車両要件 (①～④いずれも該当)
① 関東運輸局神奈川運輸支局において、次の(1)～(3)のいずれかの許可を受けている、又は届出をおこなっていること。 (1) 一般貨物自動車運送事業者 (2) 特定貨物自動車運送事業者 (3) 貨物軽自動車運送事業者	① 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること(二輪の自動車を除く)。 ② 令和5年10月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局、軽自動車検査協会神奈川事務所等で車両の登録、検査等が行われ、車検証に記載されている有効期限の満了日が令和6年3月1日以降であること。 ③ 「事業者要件」で定める運送事業に供する事業用自動車であること。 ④ 交付対象事業者が所有、又は自動車リース事業とのリース契約に基づき借用している自動車であること。
② 令和6年3月1日時点で事業を継続しており、引続き事業継続の意向があること。	

※神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に該当する場合は、対象外となります。

3. 支援金の交付額

交付額は、交付要件を満たす申請事業者が所有又は借用している車両の種別に応じ、次の表のとおりです。

種別	交付額
一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する 小型・普通自動車(緑ナンバー)	1台あたり23,000円
貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車 (黒ナンバー)	1台あたり8,000円

4. 支援金対象フローチャート

支援金の交付対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。



II 交付要件

本支援金の申請者は、次に掲げる1および2の要件をともに満たす、県内の事業者である必要があります。

1. 事業者要件 次の(1)から(3)のすべての要件を満たし、県内に営業所を有する事業者

- (1) 中小貨物運送事業者(資本金3億円以下若しくは従業員300人以下の法人、又は個人事業主)
- (2) 令和5年10月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において、次の事業許可を受けた、又は届出済みの事業者((ア)から(ウ)のいずれかに該当)
 - (ア) 一般貨物自動車運送事業者
 - (イ) 特定貨物自動車運送事業者
 - (ウ) 貨物軽自動車運送事業者
- (3) 令和6年3月1日時点で前項の事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者

※ 申請事業者が神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、第6号に規定する暴力団員に該当する場合は、対象外になります。法人にあっては、代表者又は役員のうち、第1号に規定する暴力団員に該当する者がある場合は、対象外になります。

2. 車両要件 次の(1)から(3)のすべての要件を満たす事業用自動車

- (1) ガソリン、軽油等(LPG、LNG、CNGを含む。)を使用して自ら走行する自動車(二輪の自動車含まない。)
(貨物輸送を目的とした特種用途自動車を含む。電気自動車、被けん引車等は含まない。)
 - (2) 令和5年10月1日までに、次の(ア)又は(イ)に該当し、車検証の有効期間の満了日が令和6年3月1日以降である自動車
 - (ア) 関東運輸局神奈川運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において登録及び検査を受けた自動車
 - (イ) 軽自動車検査協会神奈川事務所又は管内支所において検査を受けた軽自動車
 - (3) 1の事業者要件を満たす事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約により借用している自動車
- ※ ハイブリッド車は対象になります。
- ※ 原動機付自転車を含む自動二輪車、小型特殊自動車(フォークリフト、トラクター等)は対象外です。
- ※ トレーラー等、被けん引車は対象外です。
- ※ その他、主として貨物を運ぶことを目的としない特種用途自動車等は対象外です。

Ⅲ 電子申請手続

申請者が県内に複数の営業所を運営している場合、本社が一括して申請してください。

1. 申請受付期間

電子申請開始は3月中旬からの見込みです。

※令和6年6月28日23時59分までに申請（送信）を完了してください。

2. 申請方法

「神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金専用ポータルサイト（以下「専用サイト」という。）」から申請してください。提出書類のダウンロードも可能です（提出書類はP9をご参照ください）。

<ポータルサイトは開設準備中です>

開設は、下記ホームページからご案内します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/kamotsushien.html>

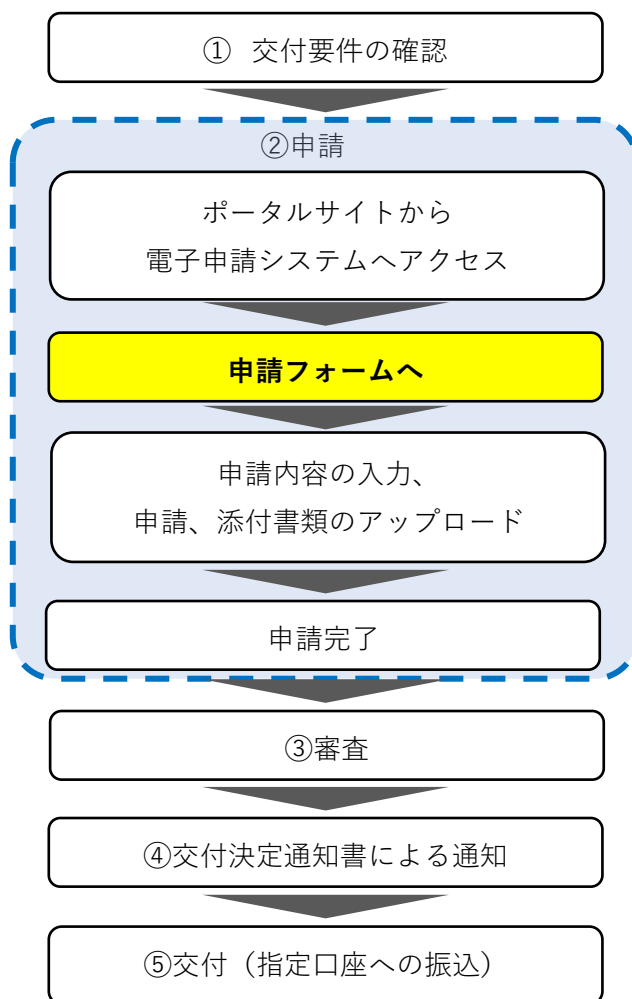
<電子申請のメリット>

・迅速な交付

提出書類のやりとりがWEB上で完結するため、郵送申請に比べて申請から振込までの期間を短縮できます。

3. 電子申請の流れ

電子申請の操作方法は、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。



① < 交付要件の確認 >

手続きを始める前に、本支援金の交付要件（P 3）及び提出書類（P 9）をご確認いただき、事前に必要書類をご準備ください。

② < 申請 >

ポータルサイトから申請フォームへと進んでいただき申請手続きを行います。具体的な操作方法は、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。

③ < 審査 >

申請いただいた記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

（記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正）

軽微なものは、事務局から電話等で内容を確認させていただき、同意の上で事務局が申請事項を補正することや、追加の書類提出をお願いする場合があります。申請フォームには必ず日中連絡の取れる連絡先を登録してください。

④ < 交付決定通知書による通知 >

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

⑤ < 交付（指定口座への振込） >

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。振込日は、交付決定通知書に記載された日付から起算しておおむね1週間後となります。

4. 注意事項

- ・申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した等の場合、県が必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・申請の取下げがあったときは、申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなします。
- ・交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただくとともに、交付した支援金と同額の違約金の支払いを求める場合があります。
- ・必要に応じて追加書類の提出および申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- ・申請書および提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。

IV 郵送申請手続

県では、できるだけ速やかな交付手続を進めるため、電子申請を推奨しています。

最新情報については、専用サイトをご覧ください。

専用サイト <開設準備中です>

電子申請開始は3月中旬を予定しています。

<電子申請のメリット>

・迅速な交付

提出書類のやりとりが WEB 上で完結するため、郵送申請に比べて申請から振込までの期間を短縮できます。

申請者が県内に複数の営業所を運営している場合、本社が一括して申請してください。

1. 申請受付期間

令和6年3月4日（月）から令和6年6月28日（金）まで

※令和6年6月28日の消印有効、締切厳守

（申請受付期間を過ぎた場合、受付できませんので、あらかじめご承知おきください。）

2. 申請方法

申請書類一式を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の送付先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負えません。

<送付先>

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町6-81 ニッセイ横浜尾上町ビル4階

株式会社日本旅行 神奈川法人営業部内

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局 宛て

3. 申請書類

(1)申請様式の入手方法

以下のサイトからダウンロードしてください。

・専用サイト <開設準備中です>

申請様式は県庁等でも配布予定です（申請書の提出はできません。）。

(2)提出書類

P9をご参照ください。

4. 郵送申請の流れ

<交付要件の確認>

手続を始める前に、本支援金の交付要件（P3）をご確認ください。

<申請書の記入・郵送>

申請書の記入に当たっては、本手引き巻末にある記載例をご参考ください。申請書類一式は、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法でP7に記載した送付先まで郵送してください。

<審査>

申請いただいた記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正)

軽微なものは、事務局から電話等で内容を確認させていただき、同意の上で事務局が申請事項を補正することや、追加の書類提出をお願いする場合があります。申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

<交付決定通知書の通知>

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

<交付（指定口座への振込）>

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。振込日は、交付決定通知書に記載された日付から起算しておおむね1週間後となります。

5. 注意事項

- ・申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した等の場合で、県が必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・申請の取下げがあったときは、申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなします。
- ・交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただくとともに、交付した支援金と同額の違約金の支払いを求める場合があります。
- ・必要に応じて追加書類の提出および申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- ・申請書および提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。

V 提出書類

次の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
 なお、提出書類の返却はいたしませんのでご注意ください。

提出書類	記載例等	✓
(1) 申請書兼実績報告書（第1号様式）	記載例参照 (P12～14)	<input type="checkbox"/>
(2) 申請対象車両一覧（第2号様式）	記載例参照（P15）	<input type="checkbox"/>
(3) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し ※許可書の代わりに令和5年10月1日以前の認可書でも可 ※上記の書類を紛失している場合、事業証明願でも可	—	<input type="checkbox"/>
(4) 車検証の写し（申請車両すべて） ※電子化された自動車車検証にあつては「自動車検査証記録事項」の写し（台数分・有効期限内のもの） ※登録年月日が令和5年10月1日以前であり、車検有効期限が令和6年3月1日以降であるかご注意ください	—	<input type="checkbox"/>
(5) 役員等氏名一覧表（第3号様式）（法人のみ）	記載例参照（P16）	<input type="checkbox"/>
(6) 運転免許証の写し等、本人確認書類の写し（個人事業主のみ） ※運転免許証を所持していない場合、マイナンバーカード（表面のみ）、健康保険証、パスポート等の写しを提出すること。	—	<input type="checkbox"/>
(7) 支援金振込先の口座情報 次の内容が確認できる預金通帳1枚目の見開きのページの写し等（オンライン口座においても以下の内容が確認できるもの） ・金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）等	—	<input type="checkbox"/>
(8) その他 ・事業者の氏名・名称・住所の変更等により、申請書の内容と許可書・届出書・車検証の記載が一致しない場合は、 <u>住民票や法人の登記事項証明書の写し等、変更前後の継続性が確認できる書類</u> ・対象期間中に車両の買い替え等を行った場合、 <u>新旧の車検証又は運輸支局への事業計画変更届出書の写し等、新旧車両の継続性が確認できる書類</u> ・法人であつて、対象期間中に事業譲渡を行った場合、契約書の写し等、譲渡の事実が確認できる書類	—	<input type="checkbox"/>

VI よくあるお問合せ

Q 1. 車両の保有期間が6か月より短い場合には月割りなどの支給になりますか。

A 1. 月割り支給は行いません。令和5年10月1日から令和6年3月1日までの期間に継続して保有していることが支給の要件となります。

Q 2. 車両要件の保有期間ですが、例えば、令和6年2月末に納車された車両も支援金の対象となりますか。

A 2. 対象になりません。対象となる車両は令和5年10月1日から令和6年3月1日の全期間にわたって保有している車両となります。ただし、車両の買い替えの場合は、対象となる可能性があります（納車等の都合により空白期間が生じた場合でも、1ヶ月以内であれば、連続するものとみなします。その場合、新旧の車検証又は運輸支局への事業計画変更届出書の写しを提出してください）。

Q 3. 本社は神奈川県外ですが、県内に営業所があります。支援金の対象になりますか。

A 3. 本社でなくとも、営業所等の事業拠点が県内にあれば構いません。車両のナンバーが県内の車両が対象となります。

Q 4. 神奈川県内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか。

A 4. 対象になりません。一方で県内に営業所があり、車庫が県外にある場合は、車両のナンバーが県内であれば対象となります。

Q 5. 県内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか。

A 5. 本社でまとめて申請してください。

（運送事業の許可を法人単位で取得していることから、同様の取扱いにさせていただきます。）

Q 6. バイク便の事業者です。バイクは支援金の対象になりますか。

A 6. 原動機付自転車及び二輪自動車等のいわゆるバイクは対象になりません。

Q 7. 冷蔵冷凍車、高圧ガス運送用のタンク車は支援金の対象になりますか。

A 7. 主として貨物を運搬するタイプの特種用途自動車であれば対象となります。

Q 8. 廃棄物運送事業者です。支援金の対象になりますか。

A 8. 貨物運送事業法にもとづく許可を受けた普通自動車（緑ナンバー）、又は、届出を行った軽自動車（黒ナンバー）を保有している場合にはその車両が対象となります。

Q 9. 支援金がもらえるのは、いつ頃になりますか。

A 9. 申請後の審査が終了次第、順次交付します。申請書類に不備がなければ、申請から1か月半程度となる予定です。

このほか、よくあるお問合せは専用サイトにも記載していますのでご確認ください。

ご不明な点がございましたら、次の相談窓口にご連絡ください。

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局 コールセンター 電話 045-900-4165 月曜日から金曜日（祝日は除く） 10時から19時まで
--

申請書等

記載例

<記載例・申請書兼実績報告書>

1 ページ目

第1号様式（第6条関係）

神奈川県知事 殿

① 令和 6 年 3 月 4 日

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請事業者の情報

② 法人の方

本店所在地	〒 231 - 8588	神奈川県	都・道 府・県	横浜	市・区 町・村								
	中区 日本大通 1												
法人名	株式会社 神奈川県庁												
代表者職名	代表取締役												
代表者氏名	神奈川 太郎												
③ 資本金の額 又は出資総額	1億円	常時使用する 従業員の数	250人										
④ 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

⑤ 個人事業主の方

自宅住所	〒	-	都・道 府・県	市・区 町・村
フリガナ				
氏名				
生年月日	大・昭 平	年	月	日

⑥ 日中連絡先

フリガナ	カンナイ ジロウ	電話番号	123-456-7890
氏名	関内 次郎		
メールアドレス	abcdefg12345678@pref.kanagawa.lg.jp		

① 申請日

申請日の提出日を記入してください。

② 法人の情報

法人の場合、本店住所・法人名・代表者職名・代表者氏名を記入してください。

③ 資本金額・従業員数

法人の場合、資本金額又は出資金総額と常時使用する従業員数を記入してください。

④ 法人番号

法人の場合、13桁の法人番号を記入してください。

⑤ 個人の住所・氏名・生年月日

個人事業主の場合、自宅住所と氏名（フリガナ）、生年月日を記入してください。

⑥ 日中の連絡先

日中連絡が取れる方の電話番号を記入してください。

2 ページ目

2 支援金の交付申請額

310,000 円

(申請額内訳)

⑦ 区 分	基本額 (A)	事業の用に供する車両の数 (B)	計 ((A) × (B)) (C)
一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	23,000円	10 台	230,000 円
貨物軽自動車運送事業	8,000円	10 台	80,000 円

※事業用に所有している車両のみ

⑦ 支援金の交付申請額

(申請額内訳) の合計額
を記入してください。

3 振込先 (預金通帳の見開きページのコピー等を添付してください。)

⑧ 金融機関名	県庁	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	1	2	3	4			
支店名	関内	本店 支店	支店コード	1	2	3				
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)		1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの カ) カナガワケンチヨウ									

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

⑧ 支援金振込先の口座情報

○振込先

- ・通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。
- ・口座名義人は、法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請事業者本人の名義に限ります。

○金融機関名

- ・金融機関コードは各金融機関のホームページ等でご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号と異なります。
ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

○口座名義人

- ・預金通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナ口座名義人をそのまま転記してください。

3 ページ目

⑨

4 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（）を入れて下さい。（支援金の交付には全ての項目にの印が必要です。）

<input checked="" type="checkbox"/>	No.	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	1	令和5年10月1日から令和6年3月1日まで、事業に必要な許可等を有したうえで事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
<input checked="" type="checkbox"/>	2	資本金・出資金3億円以下又は従業員300人以下の事業者であることに相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	3	法人代表者及び役員等並びに個人事業者について、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等には該当しないことを認するため、申請時に提出した書類に記載された個人情報について神奈川県警察本部に会することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	4	本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
<input checked="" type="checkbox"/>	5	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	6	神奈川県から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

⑨ 宣誓・同意事項

宣誓又は同意する項目にチェック（）を入れてください。

支援金の交付を受けるには、すべての項目にチェック（）がされている必要があります。

5 添付書類チェック表

添付した書類にチェック印（）を入れて下さい。（支援金の交付には全ての項目にの印が必要です。）

<input checked="" type="checkbox"/>	No.	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	1	申請車両一覧（第2号様式）
<input checked="" type="checkbox"/>	2	一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	3	申請車両の車検証の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	4	（法人の場合）役員等氏名一覧表（第3号様式） （個人の場合）自動車運転免許証等、本人確認書類の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	5	支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の見開きページの写し等）

6 状況報告

<input checked="" type="checkbox"/>	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	申請車両一覧（第2号様式）に記載したすべての車両について、令和5年10月1日から令和6年3月1日まで保有し、又は使用しており、事業の用に供していたことを報告します。

<様式2_申請対象車両一覧・記載例>

第2号様式(第6条関係)

申請対象車両一覧

① 事業者名: 株式会社 神奈川県庁

一覧に記載のすべての車両について、車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

① 事業者名

申請事業者名を記入してください。

②

車検証の項目	要件
✓ 自動車登録番号又は車両番号	横浜、川崎、相模、湘南のいずれかである。
✓ 登録年月日/交付年月日	令和5年10月1日以前である。
✓ 用途	貨物又は特種である。
✓ 自家用・事業用の別	事業用である。
✓ 車体の形状	(特種の場合) 貨物輸送を目的とした形状である。
✓ 燃料の種類	ガソリン、軽油、LPG、LNG、CNGのいずれかが含まれている。
✓ 所有者(使用者)の氏名又は名称	申請者と同一である。
✓ 有効期間の満了する日	令和6年3月1日以降である(令和5年10月から令和6年3月までの間に更新手続きを行っている場合も含む)。

② チェック項目

申請車両すべてについて、要件を満たしている場合、項目にチェック(☑)を記入してください。

③

No.	自動車登録番号				車台番号	種別	備考
例	横浜	100	あ	1111	ABC123-1234567	普通・小型 / 軽自動車	
1	横浜	123	あ	4567	123ABC4567-890	普通・小型 / 軽自動車	
2	川崎	456	い	7891	12DEFG456-7890	普通・小型 / 軽自動車	
3	相模原	789	う	1234	123456-HIJK7890	普通・小型 / 軽自動車	
4	湘南	234	え	5678	1234LMN-567890	普通・小型 / 軽自動車	湘南567お9012

<申請車両に係る添付書類のお願い>

車検証の写しの添付にあたっては、審査をスムーズに進めるため、様式2のNo.と対応する順番に並べるとともに余白部分にNo.の記載をするなど対応をお願いします。

③ 申請車両の情報

申請車両すべての「自動車登録番号」および「種別」を記入してください。申請車両が多い場合は、裏面にも一覧があります。

※買い替え車両の場合、備考欄に対応する旧車の登録番号を記載してください。その場合は、運輸支局へ提出済みの事業計画変更届出書の写しなど、対象車両が増車されていることと、対応する減車があることがわかるような継続性が確認できる根拠資料を添付してください。なお、納車等の都合により空白期間が生じた場合でも、1か月以内であれば、連続するものとみなします。

<第3号様式_役員等氏名一覧表・記載例>

法人の場合、第3号様式を提出してください。(役員のない個人事業主の場合、提出する必要はありません。)

第3号様式 (第6条関係)

役員等氏名一覧表

② 令和6年3月4日現在

①

役職名	氏名	氏名カナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表取締役	神奈川 太郎	カナガワ タロウ	T S H 30. 9. 10	男	神奈川県横浜市中区日本大通1
取締役	神奈川 花子	カナガワ ハナコ	T S H 30. 10. 9	女	神奈川県横浜市中区日本大通1
監査役	関内 花美	カンナイ ハナミ	T S H 3. 8. 9	女	神奈川県横浜市中区日本大通1
執行役	関内 次郎	カンナイ ジロウ	T S H 2. 6. 7	男	神奈川県横浜市中区日本大通1
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※ 法人格のある団体は監事も含めた全ての役員を記入すること。
 ※ 法人登記事項証明のとおり、正確に記載すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

③ 団体名 株式会社 神奈川県庁
 代表者 代表取締役 神奈川 太郎
 (職・氏名)

① 一覧表の作成年月日
 役員等氏名一覧表を作成、又は情報を確認した日付を記入してください。

② 役員情報
 すべての役員の役職名、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所を記入してください。

③ 団体名・代表者の記載
 記載された内容に同意されましたら、記入をください(署名・押印は不要)。